

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	大阪市立 浜口保育所	
運営法人名称	社会福祉法人 なみはや福祉会	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	施設長 勝原 慶子	
定員（利用人数）	98 名（利用人数 97名）	
事業所所在地	〒 559-0006 大阪市住之江区浜口西3丁目4-6	
電話番号	06 － 6674 － 3835	
FAX番号	06 － 6674 － 3835	
ホームページアドレス	https://hamaguchi-h.sakura.ne.jp/	
電子メールアドレス	gqbf5ux9k@vesta.ocn.ne.jp	
事業開始年月日	昭和 50 年 10 月 1 日	
職員・従業員数※	正規 12 名	非正規 9 名
専門職員※	保育士： 19 名（内、常勤 14名） 栄養士： 1 名（内、常勤 1名）	
施設・設備の概要※	〔設備等〕 園舎：鉄筋コンクリート造 2階建のうち1階 446.48㎡、（築後50年） 所庭：526㎡、プール、 乳児室 2 調乳室・沐浴コーナー（0～2歳児）、 保育室 3（3～5歳児）、調理室、事務所、 トイレ・手洗い場、職員更衣室、倉庫ほか	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	1 回
前回の受審時期	平成 26 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する 事業所の同意の有無	有
-------------------------	---

【理念・基本方針】

【保育理念】

子ども一人ひとりを大切にし、主体的で豊かな人間関係を育てる保育をめざし、養護・教育に基づき保護者・地域・専門機関と一体となって保育をする。

【保育方針】

- 生きている全てのものの生命を大切にする。
- 一人一人を大切にし、主体的で、豊かな人間性・創造力を培う。
- 保護者・地域・各専門機関と連携をとり、安全、安心の子育てを援助する。

【保育目標】

- ほっこりした環境の中で子どもの欲求を満ちし、情緒の安定を図ると共に、健康・安全等の生活習慣や態度を養う。
- いろいろな人との関わりの中で、優しさや思いやりの気持ちを持ち、お互いを認め合う。
- 周囲の様々な環境に、好奇心や探究心を持って関わり、自ら考える力を育てる。
- 経験した事や考えた事を、自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聴こうとする態度を育てるなど、言葉の豊かさを養う。
- 感じた事や考えた事を、自分なりに表現して楽しみ、豊かな感性を育てる。

【施設・事業所の特徴的な取組】

①障がい児保育

- ・個別支援計画
椅子、器、箸…ユニバーサルデザイン 区別、差別なく全員が使用している。

②食育

- ・お米…注文を受け精米（八分づき）したてを購入。
- ・だしパックを粉末にし、そのまま食べる。
- ・減塩
- ・旬の食材 減農薬の果物、野菜
- ・魚の解体ショー（命の大切さ）

③保護者支援（保育参加 個別懇談 個別支援）

- ・保護者が半日、普段の保育に参加する。1日2家庭、終わりに事務所にて施設長か主任と感想を聞かせてもらう。（その際に施設長と一対一で話す機会を持つようにしている）
- ・幼児は午前中、乳児は午睡後（昼からにすることで午前中に仕事に行けたり、子どもを泣く事なく保育参加後帰れる）からの保育参加。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ
大阪府認証番号	270012
評価実施期間	令和7年12月1日～令和8年3月11日
評価決定年月日	令和8年3月13日
評価調査者（役割）	1701C029（運営管理委員） 2301C005（専門職委員） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

・大阪市立浜口保育所（以降「保育所」という）は、1975年10月に大阪市の公立保育所として設立され、2012年4月に社会福祉法人なみはや福社会（以降「法人」という）が、大阪市から運営を受託し公設民営の保育所として現在に至る。現在、法人は公設民営の保育所9か所と直営の保育園26か所を市内で運営している。

・保育所は、最寄駅から徒歩10分の公園や病院に隣接した地区にあり、周辺は小中学校、区役所、会社施設、マンション・一般住宅等に囲まれた静かで安全な地域であり、子ども達の散歩コースには二つの大規模公園があり、国宝社殿のある神社など歴史ある神社仏閣も徒歩圏内にある。

・保育所は、築50年の鉄筋コンクリート造2階建の1階で、市と法人による修繕等が継続して行われている。5つの保育室・事務所・トイレ等が逆L字型に配置され、いずれの保育室からも直接所庭に出ることができ、寒い冬でも毎日先生と一緒に体を動かしたり、ボール・縄跳びやフラフープ遊びを楽しんだり、鬼ごっこに夢中になっている子どもの姿が観察できる。所庭には砂場・築山、傘型はん登棒・最新式うんていや保育室脇にはプールの設置がある。フェンスの内側にはみかんやイチジクなど実のなる植木があり幼虫の観察をしたり、夏のゴーヤカーテンや季節の野菜作りは、子ども達が自然に触れ自分達で育てた収穫物を味わう良い機会となっている。

・保育所では、クラス毎に子ども達の発育に合わせた椅子の使用、3歳児からは特製のスプーン・箸や食器を使った正しい食事の食べ方を作業療法士や家庭の協力を得て、子ども達の習熟度合いに合わせて段階的に進めている。また、5歳児になると子どもは2人1組で「にんずうしらべ」の用紙を持ち、0歳・1歳児のクラスから順に先生に今日のクラスの出席者数を聞いて回り、まずは〇の数で表しその後数字で書いたり、数の概念と数字を徐々に理解する作業を行っており、時間がかかるものの一つずつ段階を踏んで身に付けていくユニークな試みといえる。

・保育所では、保護者が普段の保育（幼児は午前中・乳児は午睡後）に半日参加し、保育所での子どもの姿を見てもらう取組み「ちょっと保育体験」がある。保育参加の後は、所長と一対一で話し合う機会を持ち、相互の理解と信頼を得るユニークな取組みを行っており、この保育所の特徴の一つとなっている。

◆特に評価の高い点

- ・ 所長・主任や職員の子どもへの熱い想いが、子ども・保護者に良く伝わっていること
外遊び・室内遊びや所外保育を通じて、子ども達が知らず知らずのうちに育っていけるよう、創意・工夫を凝らした取組みを熱意と根気を持って保育に活かしており、子どもが自信を持てる保育をしてくれるなどと、保護者にその想いが伝わっている。
- ・ 障がい児保育に注力し、保育所をあげての取り組みが行われていること
障がいのある子どもを全職員が受入れ、家庭の保護者・作業療法士・市の巡回職員・療育施設や地域社会と共に、一人ひとりの子どもの最善を目指し支援する取組みが窺われる。所庭から見える建物壁には「みんなちがって みんないい」の掲示がある。
- ・ 支援困難なケースには、保育所全体で対応していること
支援の難しい場面では、事務所に子どもが落ち着ける空間を設置し、所長・主任が対応を行ない、クラス担任だけで抱え込まないような体制が整備されている。
- ・ 子どものためになることは、すぐに取り入れていること
保育所内だけではなく地域資源や他の専門職の助言など子どものためになると思うことであれば、積極的かつ迅速に取り入れている。

◆改善を求められる点

- ・ 将来の保育所のあるべき姿(ビジョン)を明確にし、職員の目線を同一にすること
将来のあるべき姿（ビジョン）を描き、その実現に向け全職員が同じ方向を目指し一体となって保育を実践するためのツール（道具）として、事業計画策定等に活用することを望む。
- ・ 期待する職員像を明確にし、職員で共有のうえ組織力を最大にすること
保育所が期待する職員像を明確にし職員の自己成長への意識付けとすることを望む。
- ・ 保護者等からの相談への対応は迅速な実施がみられるが、その経緯や解決に至る一連の記録がみられず、対応の振り返り（評価）のためにも記録の作成・保存を望む。
- ・ 個人情報保護や権利擁護についての規定はあるが、全職員に対する定期的な研修の機会が十分とはいえず、外部研修や所内勉強会の機会を持つことを望む。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の第三者評価を受け、改めて保育を見直す機会となりました。客観的な視点で評価して頂き、課題も見つかり、反省すべき事は反省、改善をすぐに行っていき、今後の保育に活かしていきたいと思えます。また今回、良い評価をいただいた点では、職員のモチベーションが上がり、保育するにあたり自信となりました。向上心にもつながり、良い効果があると感じました。ありがとうございました。

◆第三者評価結果

- ・ 別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。		a
(コメント)	・法人と保育所の理念・方針や目標は、ホームページ（HP）・パンフレット・中長期計画や全体的な計画等に記載され、職員や保護者・地域社会等への周知を図っている。 ・理念・方針や目標を事務所に掲示し、全職員への周知を図っている。 ・理念・方針や目標は、所庭開放日・見学・入所説明会やクラス懇談時等にパンフレット等を配布し説明のうえ、保護者への浸透を図っている。また、所庭から見える建物壁に今年度の運動会行進で使用した大きな理念を張り、来所者にアピールしている。	
		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		a
(コメント)	・福祉事業全体や地区保育行政の動向等については、法人施設長会議や大阪市私立保育連盟（私保連）南ブロック会議等において適宜関連情報を入手している。 ・地域の動向についても、同様の方法によるほか入所希望の年齢別子ども数等の情報を区役所から得て、保育所の運営に活かしている。 ・所長（施設長）は、利用者推移、職員体制、経常経費や老朽設備の整備費用等を月次ベースで把握・分析のうえ、法人に報告している。	
Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。		a
(コメント)	・経営課題は、建物や設備老朽化に伴う設備環境の見直しとしており、自転車置き場新設、保育室床張替え、全クラスのエアコン掃除、所庭に雲梯設置や職員トイレの改修等に取り組んでいる。トイレ改修を除き実施済みで、トイレは来年度に改修を予定している。 ・経営状況や改善すべき課題については事業計画に記載しており、事業計画は全職員に周知のうえ共有している。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	・中長期計画は、令和4～8年度の5か年で策定し今年度は4年目となる。 ・計画内容は、1.設備環境の見直し、2.職員の自己評価・施設運営への反映、3.地域ニーズの把握、4.安定した経営のために、の4項目をあげ年度ごとに細目を列挙している。ただし、最終年度の保育所の目指す姿（ビジョン）については、必ずしも明確とは言えず、ビジョンを明確にし職員の目線を同一にしビジョンに向かって実現するためのツール（道具）とすることを望む。収支計画等の明示も期待する。 ・計画内容には、具体的数値目標がないものの文字による具体的な成果が可視化でき、誰もが客観的に計画の進捗・達成度を評価することが可能となっている。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
(コメント)	・単年度計画は、法人の統一様式（A4用紙1枚）に利用者・職員状況のほか、保育の主な取組み、職員研修、地域交流連携や施設整備を記載している。 ・計画内容は、中長期計画と同様に具体的数値目標の記載はないが、文字による具体的な成果を設定することで、誰もが客観的に評価できる内容となっている。 ・計画には、年間行事予定だけではなく職員の年間研修計画・保健計画や予算（収支表）等を併せ添付している。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	・事業計画は、所長・主任が職員会議・カリキュラム会議等での職員の意見や協議内容等を集約・反映のうえ、毎年2月中に策定し法人に提出している。 ・法人にて審議・承認された計画は、年度初めの職員会議にて所長が資料を配布のうえ職員に説明し周知を図っている。 ・当年度の事業計画の振り返り（評価）は、最終的に次年度に入っているが、事業報告として文書化し公表することを望む。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
(コメント)	・毎年5月に建物2階の子育てプラザを貸し切りクラス懇談会を実施している。 ・クラス懇談会では保護者が参加し、各クラスごとに所長の挨拶に続きクラス担任が資料を配布し、今年度の方針や計画を説明のうえ保護者と意見交換等を行い、計画の周知と理解に努めている。 ・クラス懇談会の結果は、クラス担当が定型の様式文書で記録している。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	・毎月の職員会議・カリキュラム会議・献立会議や毎週末のクラス会議にて、関係職員が振り返り（評価）を行い、次月・次週の保育内容に反映している。 ・行事等についても、計画を作成し実行後は振り返り（評価）を行い、次回の計画に活かすことで、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを適切に回し、保育の質向上に努めている。振り返りの記録も適切に作成・ファイルしている。 ・今回が、二度目の第三者評価調査受審（初回は14年前）であり、毎年の自己評価を継続するとともに今回の受審結果を保育所運営・保育の質向上に活かすことを望む。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	・評価結果の分析に基づく取組むべき課題については、職員間で共有し記録を残している。 ・取組むべき課題の検討や改善計画は、毎月の職員会議等で協議し取組んでいる。また、避難訓練においても毎月の訓練後の振り返りを行い、実情に沿った見直しのうえ次回の計画に活かしている。 ・年度初めに前年度の振り返り（評価）を行い、今年度の計画実行に活かしているが、事業報告書としてまとめて公表することを望む。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	・所長は、保育所の経営・管理に関する方針と取組みを、職員会議等で職員に伝え、クラス懇談会（5月）や毎月の保育所だより等で保護者に伝えている。 ・所長は、自らの役割と責任を簡潔に記載しているが、これとは別に労務管理・運営管理・渉外活動・保健安全等の項目に及び詳細な内容を作成し、個人別ファイルの一部として全職員に配布し、職員への周知を徹底している。 ・所長は、所長不在時にその権限を主任に委ねることを業務分掌表や関連マニュアル等にて明確にしている。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	・所長は、法人の施設長会議・私保連会議への参加や市から配布される保育に関する資料を通し、保育所が遵守すべき法令や改正点を把握し、職員に要点の周知を図っている。 ・所長は、遵守すべき法令等が単に保育関連法令に限らず、雇用・労務、環境、防災、食品衛生、交通安全、個人情報・プライバシー・消費者や著作権保護など幅広い分野に及んでいることを理解している	

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	・所長は、職員会議・カリキュラム会議・献立会議や市の巡回指導等に参加することで、保育所の現状評価・分析を行い保育の質向上に指導力を発揮している。 ・所長は、職員が保育の質向上に貢献できるよう全職員の役割担当を明確にし、専門リーダー・分野別リーダーを定めている。 ・所長は、職員研修充実のため、年間研修計画を作成し職員一人ひとりに合った研修の受講を勧奨し、受講後は保育所にて伝達研修を行うことにしているが、現状では十分でないとの自己評価である。今後職員研修の一層推進と充実を望む。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	・所長は、働きやすい職場環境を目指し、ゆとりのある人員配置や無駄を省き業務の実効性を高めることで残業削減などに取り組んでいるが、人事・労務・財務等の経営全般に関わる評価・分析については改善の余地があるとしている。 ・経営の改善や業務の実効性の向上は法人の各園共通の課題で、施設長会議でも意見交換を行い、外部専門家（法人の監査法人）による財務等に関する指導を受けて改善に取り組んでいる。 ・所長は、ICTの活用としてパソコン・タブレットの設置と業務ICTアプリを今年度から本格導入し、来年度は機器の増加やアプリの活用拡大を準備している。導入の効果として、連絡帳・子どもの写真の共有や保育所だよりのカラー化・発行の時間短縮などを実現し、保護者・職員双方に好評である。業務ICTアプリの中級資格を取る職員も現れ、ICTの本格導入により業務実効性拡大に貢献している。	

評価結果

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	・職員の確保は、基準以上の配置が可能となるよう取り組んでいる。週休2日制の導入や令和11年4月に緩和中の面積基準終了に伴う定員減を見据え、柔軟な人材確保に当たっている。 ・看護師は、来年度に1名配置予定である。 ・職員は、現在正規12名と非正規9名であるが、このうち保育士資格者19名、栄養士資格者1名である。	
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	・法人は「保育従事者の心得」を定めて保育所職員の行動指針としている。 ・人事基準は、法人の「職員就業規則」（令和7年度改正版）には人事基準等に関わる細目の記述はないものの、法人の職員に対する給与・福利厚生等の総合的な処遇には定評があり、施設の職員の離職率は低い。 ・職員が自分の将来の姿を自ら描くことのできる複合的なキャリアパスを策定し、総合的な人事管理制度が法人と協力して実現することを期待する。	

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	・職員の就業状況を所長の管理のもとで把握・管理し、「ワーク・ライフ・バランス」に配慮した取り組みを行っている。 ・法人全体で週休2日制を導入しており、主任による職員のシフト調整や所長の指示による有給休暇取得が公平となるよう配慮している。また、急な場合のシフト変更など職員同士がお互いに助け合える職場であるのが職員ヒアリングからも窺えた。 ・所長が、職員と個別面談を行い職員の悩みや意向を聴取り、働きやすい職場環境の整備に取り組んでいる。また、メンタルヘルス等の相談窓口も設置している。	

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	・法人は保育所職員の行動指針として「保育従事者の心得」を定めており、保育所は職員に周知を図っている。 ・職員が、養育の質の向上に自主的に取り組めるよう期初に目標を設定し、中間期に進捗度を期末に達成度を測り、それぞれの機会に主任・所長との面接を実施することを望む。 ・目標設定時や進捗度・達成度を測る際（年3回）には所長・主任等が職員と面接のうえ職員が納得できるような評価を行うことを期待する。	
Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	・中長期計画には、所内外の研修・講師の招聘・保育の公開や法人他施設の保育参加等をあげている。 ・単年度計画には具体的な年間研修計画と各職員の経歴・知識・スキルに合わせた研修受講を定め、確実な実行を目指している。 ・研修計画や内容についての評価と見直しを、定期的に行っている。	
Ⅱ-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
(コメント)	・保育所では、職員に所内研修のほか、私保連や市・区主催の外部研修等への受講を勧奨している。 ・月ごとにテーマを決めた年間研修計画を作成し、職員一人ひとりの経歴・知識・スキルを考慮した研修を割り当てを行い、実施することを期待する。 ・年間研修計画の中には、新任職員・階層別・職種別やテーマ別等研修等の機会を確保し、職員が必要とする知識・技術水準に合わせた教育・研修の実施を望む。	

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

Ⅱ-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	・「実習生受け入れマニュアル」を整備し、実習生は看護師と保育士を対象として受け入れている。今年度は、看護師10名と保育士1名を受け入れた。 ・主任が実習生の受入れ窓口となり、オリエンテーションをはじめ実習指導中に派遣校の実習指導教員を受入れ、学校側指導者や実習生との三者で振り返りや意見交換を行い、効果的な実習指導となるよう努めている。 ・実習成果を高めるため、職員指導担当者には指導者研修を受講することを期待する。	

		評価結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保		
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	・HPには、保育理念・方針・目標、保育内容、保育所の日課、年間行事、保育所の平面図、四季の活動状況やアクセス等につき写真を多用することで、保育所の魅力を発信している。 ・HPにおいて、保育所の事業計画、事業報告・予算や苦情相談体制・内容等についても公表することを期待する。 ・保育所による地域の未就保育所児への取組として、所庭開放等保護者との交流事業（いっしょにあそぼう！）を行い、チラシ配布で案内するなど保育所の存在意義を高めている。	
Ⅱ-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	・法人理念の一つ「運営及び会計の透明化」を経営・運営で実践している。 ・「経理規程」に基づき、事務・経理・取引等が執行されている。同規程により業務分掌表で小口現金の取扱いを、出納と帳簿担当を峻別して行っている。 ・保育所運営に法人の指導や監査のほか、外部専門家（法人の会計事務所）の点検や改善指導等を受け、公正で透明性の高い適正な経営・運営に努めている。	

		評価結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	・法人理念の一つ「民間の活力」を基本に、法人傘下の各保育所が地域に根ざした福祉サービスの拠点作りを実践している。また、保育所の事業計画に所庭開放・隣接病院との津波訓練・療育施設との連携などの地域ニーズの把握を明記し、実践している。 ・子どもと地域との交流を広げる保育所の取組みとして、1年生いらっしやい会（卒園した新小学1年生対象）、老人福祉施設への子どもの手作りカレンダー提供、地域の保育園との交流、保育連絡会主催の音楽会や人形劇の鑑賞、ボランティアによる絵本の読み聞かせなど枚挙にいとまがない。 ・保護者が、社会資源を利用しやすいように保育所にチラシ等の掲示や設置を行っている。	
Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)	・ボランティア受入れマニュアルを整備し、基本姿勢を明文化している。 ・学校教育への協力の一環として、地域の中学生の職場体験を受入れている。 ・ボランティアの受入れ時には、必要な研修を実施するなど子どもが不安なくボランティアと接することが出来るよう取組んでいる。	

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	・消防署・警察署・行政機関・医療機関（病院）・小学校や法人等の社会資源リストを作成し、どのような場面でどの機関に連絡するのか職員間で話し合っている。 ・子どもに虐待等が疑われる場合には、関係機関と状況を共有し対応・協議を行っている。要対協（要保護児童対策地域協議会）に参画し必要に応じ連携している。 ・療育施設のほか関係諸機関とも連携を図り、職員間で情報を共有し子どもの生育と安全に努めている。	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント)	・子育て支援事業で所長・主任等による子育て相談や、見学時の質問から保護者の興味や関心・不安など地域福祉のニーズ等を把握するように努めている。 ・地域の子育てネットワークに参加し、未就保育児の親子を招き所庭開放等の交流「いっしょにあそぼう！」を年7回行っている。	
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	・地域ニーズに応じて、市の委託事業として保育所で子育て支援事業を行い、未就園児の親子を対象に所庭開放（いっしょにあそぼう！）を年7回実施している。 ・現状の保育活動にとどまらず、専門職的な知見やノウハウを活かすなど地域ニーズの把握に努めると共に、地域貢献の可能性を検討のうえ法人・保育所として更なる公益的な事業活動を行うことを期待する。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	・「子ども一人ひとりを大切にし…」と保育理念等に明記し、職員が子どもを尊重した保育への共通理解をもち、日常の保育に活かしている。 ・職員が「児童憲章」・「保育所保育指針」・「倫理綱領」や法人の「保育所服務規律」・「保育従事者の心得」を理解し、子どもを尊重した保育の実践に取り組んでいる。 ・子ども同士が争いになった時には、職員はどちらの言い分もよく聞き子どもに後々までいやな思いが残らぬように対応し、所長・主任も同時に子どもの争いを共有のうえ保護者に後日声をかけるなど保護者との信頼を築く取組みに努めている。	

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
(コメント) ・保育マニュアルにプール遊び時の着替や外部から覗かれないための取組みを明記し、子どものプライバシー保護への配慮を職員に喚起している。 ・幼児トイレには個別扉を取付けプライバシー保護に配慮している。 ・保育所の子ども・保護者の個人情報、必要最小限の範囲内において使用できることを、入所時に保護者に説明のうえ同意書を取りつけている。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント) ・見学希望者の案内時には、所長・主任がパンフレットを使い丁寧な説明と保育所案内を行っている。 ・見学時使用のパンフレットは、イラスト・写真・平面図や地図を配し分かりやすいものとなっており、区役所等の公共施設にも設置している。 ・保育所のHPにも、理念・方針・目標、パンフレット・重要事項説明書や行事予定、四季の保育活動を写真等を多用し分かりやすく情報提供している。	
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント) ・入所説明会においては、保護者に重要事項説明書等に沿って説明を行い不明点についてはその場で応答している。 ・重要事項説明書の説明を受けた同意並びに個人情報使用についての保護者の同意を書面で取交わしている。 ・特に配慮が必要な保護者（外国人等）には、業務アプリの自動翻訳機能を使うなど個別対応に備えている。	
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント) ・保育所の転所に当たっては、保育の継続性に配慮した手順や保護者の了解を得たうえで文書による引継ぎ等を行うことを望む。 ・家庭に戻る子どもや保護者には、作品の返却と共に何時でも相談に対応する旨を説明のうえ担当者や連絡先を記したカードを添えて見送るなどの配慮を望む。 ・保育所では、卒園した新小学1年生の夏休みに「1年生いらしゃい会」を催して園児との交流の場としている。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。	
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント) ・保護者の意見・要望等は、保護者との直接交流・対話の機会を多く持つことで傾聴の機会を増やし、職員間で共有のうえ必要に応じ改善に取組んでいる。最近では自転車の一時的置き場新設の例がある。 ・クラス懇談会（年2回）や保護者懇談会（年1回）等を通じ、保護者満足度の継続的な把握に努めている。また、意見箱を設置し保護者からの意見を聞く取組みもある。 ・業務アプリ等を活用した保護者アンケート調査等を実施し、保護者意見等を定期的に把握・分析のうえ保育所運営に活かすことを期待する。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
(コメント)	・苦情解決体制は、重要事項説明書に苦情窓口として主任、2名の第三者委員の名前と連絡先が明記されている。 ・苦情解決体制を分かりやすく表記した図解（チャート）を作成し、配布資料への掲載や保育所への掲示をすることを期待する。 ・苦情への対応結果は、申出人へ迅速に説明すると共に申出人の不利とならないよう配慮のうえ公表することを望む。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
(コメント)	・相談や意見は、クラス担任だけでなく直接相談しやすいどの職員にでも可能となる環境づくりを行い、文書で保護者に伝えることを望む。 ・保護者対応は、保護者のプライバシーに配慮し、遮光カーテンで外部からの視線を遮断し、部外者の入室を禁止にした事務所内で行い、保護者が相談しやすいように配慮している。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	・保育所に対する意見や要望は、年2回のクラス懇談会、年1回の保護者懇談会のほか日々の担任との送迎時のコミュニケーション等で傾聴に努めている。 ・保護者からの相談や意見の対応には時間・場所の選定、複数人対応、傾聴の姿勢、迅速な対応と必要に応じ途中経過の連絡、誠実さや秘密厳守の徹底などを記載した苦情・相談対応のマニュアルを整備するとともに、職員へ周知を図り相談や意見に対して統一した迅速な対応を行うことを望む。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	・定期的に環境整備を行い、安心安全な環境の整備に努めている。 ・所庭の砂場の掘り起こしは月に一回実施、環境チェック表は3カ月に一回実施している。環境整備委員を設定し、リスクマネジメント体制を構築している。 ・ヒヤリハット、事故報告書に関する記録もあり、対応はスピーディーに行えているが、再発防止の為に事例収集、分析、対応策の検討、実施までには至っていないので、今後は取り組むことを望む。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	・「こどもの健康」に基づき「感染予防マニュアル」を作成し、職員に対応を周知徹底している。 ・感染症の予防や、子どもの安全確保に関する会議は主に週会議の際に行っている。 ・大阪市からの注意喚起、指導等を遵守し適切に対応できている。 ・保護者への情報提供は、業務アプリによる一斉配信や掲示板を使って迅速に行っている。	

Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
(コメント)	・津波想定避難訓練は、隣接の病院と連携し垂直避難の訓練を行っている。 ・防災マニュアルの作成・見直しを行い、年間の防災計画を作成している。避難訓練は事前に現場に伝えておくものと、年度の後半には突発的に実施するケースがあり、子ども達も落ち着いて対応できるように訓練している。消防署との訓練は年2回実施している。 ・食料や備蓄品はリストを使って整備しており、すぐ持ち出せるようにカートに乗せ準備している。非常食はアレルギー対応の物を準備している。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	・「保育の心得」に標準的な実施方法が文書化されている。個々の関わりに関しては「一人一人を大切に」を意識して保育を行っている。 ・月案、週案作成、振返りの際には、標準的な実施方法がされているかどうか確認する仕組みができています。 ・子ども一人ひとりの発達状況に応じた保育を実践しており、画一的な対応をしないこと徹底している。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	・年間計画の振返りや作成の際に実施方法の検証見直しを行っている。また、それ以外に必要と感じたときは随時見直しを行っている。 ・職員や保護者等からの意見や提案に関しては、すぐに取り上げて検討し改善の為の見直しを随時行っている。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	・アセスメントや情報の分析は、障がいのある子どものために作業療法士などの助言も取り入れ支援計画を策定している。 ・普段のコミュニケーションや懇談等で家庭での様子、発達状況を家庭と情報を共有し具体的なニーズ等が個別の指導計画に反映されている。 ・支援困難ケースへの対応については、担任だけでは抱え込まない体制を構築している。事務所の一角に子どもの落ち着けるコーナーを作り、所長・主任が対応しフォローできる関係ができています。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	・年度末の総括時に指導計画の評価見直しを行っている。新たな計画を作成し、一年に一度5月のクラス懇談時に保護者に「一年間大事にしたい事」を伝え、保護者の意向と同意を取っている。 ・保護者の意向確認後、指導計画内容に変更が必要になった場合は、職員会議で職員に内容を伝えるようにしている。	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	・児童票は様式の見直しを行い、記録の内容が職員によって差異の出ないようにものに変更している。 ・記録は、チェック表を活用し、誰が見ても同じ理解のできるものを活用している。 ・令和7年4月より保育所と保護者間の連絡用ICT通信アプリを導入し、職員間でも迅速に共有できるような仕組みができています。 ・タブレットを活用し、会議で話し合われた内容や情報も共有できるシステムを構築している。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント)	・個人情報保護の規定により、書類は事務所の鍵付きの書庫に保管し、管理責任は所長が担っている。 ・個人情報研修に参加し、研修記録の回覧・職員会議等で伝達研修を行っている。 ・保護者には、入所時に重要事項説明書にて個人情報保護の説明を行っており、同意書を取交わしている。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A－1 保育内容		
A－1－（１） 全体的な計画の作成		
A－1－（１）-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
（コメント）	・子ども一人ひとりを大切に、主体的で豊かな人間関係を育てる保育をめざし、養護・教育に基づき保護者・地域・専門機関と一体となって保育をするという保育理念に基づき、個々の発達に応じた計画を作成している。 ・年度末に全体で計画の総括を行い、年間カリキュラムを作成し年間の目標に基づき各年齢に応じた月案を立案し、週案を作成している。 ・核家族世帯が多く、延長保育などのニーズも考慮した計画を作成している。	
A－1－（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A－1－（２）-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
（コメント）	・保育室は適切な明るさがあり、温度計、湿度計、空気清浄機が設置され常に心地よい環境を整備している。隣が公園で大きな道に面していないこともあり、騒音等も少ない環境で保育を行えている。 ・年齢に応じ遊びのコーナーを設定している。 ・個人ロッカーを入口側に配置し、子どもたちが集中して遊べるよう環境を設置している。 ・職員が、子どもたちが安全に心地よく過ごせる適切な遊具配置・動線を様々な事例を検討できる機会を持っている。	
A－1－（２）-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
（コメント）	・個々の発達過程を考慮し、画一的な保育にならないように職員同士が違う着眼点を持ち子どもに接している。 ・子どもが集団で過ごすことが難しいときは、子どもの気持ちが落ち着くまで事務所で主任や所長が対応している。 ・子どもの要求に対して否定的な返事はせず、話をゆっくり聴き、気持ちを受け止めて対応している。	
A－1－（２）-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
（コメント）	・乳児は椅子に座って落ち着いて着替えるよう工夫を行っている。着替えの手順を毎日繰り返し行うことで、身につけることが出来るように支援している。広い空間では落ち着かない子どもに関しては、囲いを用意し落ち着いた空間で行えるように配慮している。 ・荷物の整理や手洗い等は毎日の活動の中で自然に習慣化出来るように、動線を意識して保育室の設定を行っている。 ・朝に身体を動かす活動の時間をつくることで一日のメリハリが出来、他の活動にも集中出来るように工夫されている。	
A－1－（２）-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
（コメント）	・所庭遊びの時間を工夫し育ちに合わせた遊びができる環境を整備している。 ・幼児クラスは所庭遊び、体操、マラソンを、習慣として取り入れている。 ・所庭に実のなるいちじく・みかん・フェイジョアや季節の花を植栽しており、自然に触れる機会を作っている。 ・年長児は廃材を集めいつでも自由に工作ができる環境を整えている。 ・音楽会や人形劇の鑑賞のために電車に乗る社会体験の機会をもっている。	

A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	・1歳児と同室の為、室内用システム遊具の設置や畳の部屋の活用により、0歳児が落ち着ける空間や安心して遊べる空間を整備している。 ・ゆるやかな担当制にすることで安心して保育士等と愛着関係がもて、情緒の安定が図れている。 ・片栗粉、泥、水を使った感触遊びを取り入れている。 ・連絡用通信アプリやお便り帳、送迎時のコミュニケーションを通じて家庭での様子を確認し、発達過程に応じた保育を行えている。 ・献立表を配布し今まで食べたことのない食材があれば事前に家庭で食べて貰っている。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	・保育室には常にコーナーがあり、自由に遊べる空間を整備している。 ・言葉でうまく思いを伝える事が難しい場面では、保育士等が場面にあった言葉のやり取りの仲立ちをしている。 ・地域のボランティアとの交流や、「ちょっと保育体験」で来所されている保護者とも関わりを持つ機会がある。また幼児クラスが「とんとん当番」で保育室に訪れる機会があり、異年齢とも交流の機会を持っている。 ・いやいや期の対応の仕方やトイレトレーニングなど、家庭と綿密に連携を取り、発達過程にあった保育を保護者とともにやっている。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	・3歳児の保育においては普段の遊びが行事、運動会、発表会等につながるように配慮している。 ・4歳児の保育においてはグループ活動（お当番活動）や集団遊びを展開し、集団の中で自分の力を発揮し、力を合わせて取り組める環境を整えている。 ・5歳児の保育においてはグループ活動にリーダー制を取り入れている。人数調べで文字を書く事や数字の理解を進め、進学に対しての意欲を高めている。 ・年一回の個別懇談、年初のクラス懇談会や行事で子ども達の活動について伝えている。小学校とは交流イベントを行い就学に向けての連携を取っている。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	・ロッカーの位置、高さ、靴の置き場所などにわかりやすい工夫を行っている。 ・落ち着いた状況で更衣ができるように簡易な囲いを設置し、集中できる環境を整備している。 ・作業療法士の助言を受け、適切な対応方法や、道具など、子どもに合わせた保育を行っている。 ・「ちょっと保育体験」で保護者が日常の保育に入る事で、障がいのある子どもについての理解につながる機会を設けている。 ・外部の研修にも積極的に参加し、研修報告、伝達研修で全職員に周知されている。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	・朝夕に使用する保育室は乳児が落ち着いて過ごせる部屋を選んで使用している。同じ部屋で過ごす幼児に対しては、年齢に相応しいおもちゃの入れ替えを行っている。 ・長時間保育の子どもの様子・状態の職員間の引継ぎは、長時間保育名簿で伝達事項をもれなく伝える事ができるように整備されている。 ・長時間保育では時間を決めてお茶などの水分補給を行っている。	

	A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	(コメント)	・保育所卒園児との交流会や小学校との交流会を通して就学に対して子どもの期待と見通しがもてる機会を設けている。 ・小学校をイメージしやすいように、クラス内で学校ごっこなどを取り入れている。また給食時にはタイマーを使い、食事の時間感覚を養う機会を設けている。 ・入学先の小学校に子どもの保育要録を提出、小学校からも来所され情報交換も行われている。	
A-1-(3) 健康管理			
	A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
	(コメント)	・大阪市作成の「こどもの保健」を活用し、子どもの心身の健康状態を把握している。 ・保健計画を作成し適切な健康管理を行っている。 ・感染症等の情報提供は、ICT通信アプリや掲示板を使って行っている。 ・体調不良が起こった時には、迅速に保護者に連絡し対応をしている。その後の様子も確認を行っている。 ・乳幼児突然死症候群（SIDS）の研修を行い、年数回シミュレーションの訓練を行っている。午睡時の睡眠チェックを行ない記録し、この取り組みを掲示板や保育室にも掲示して、保護者の理解を促している。	
	A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
	(コメント)	・健診診断、歯科検診の結果は保護者にも結果を知らせるとともに健康の記録に記載され、職員間で共有されている。 ・虫歯予防デー、歯科検診に合わせて、子ども達に絵本や紙芝居などで虫歯予防や歯磨きについての啓発を行っている。 ・食事やおやつのはじめには最後にお茶を飲んで口の中をきれいにする事を習慣付けている。	
A⑭	A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
	(コメント)	・アレルギー疾患のある子どもにはアレルギー対応マニュアルに沿って、子どもの状態にあった対応を適切に行うことに努めている。 ・食事の提供時、アレルギー食の誤配がないかを複数の職員で確認表をもとに確認している。テーブルやトレイを分け、名前プレートにアレルゲンを表示することで、間違っって配色しないことを徹底している。 ・アナフィラキシー発症時対応の注射の使い方の講習を職員向けに行っている。 ・アレルギーに対する外部の研修会に参加し、研修報告、伝達研修を行い、全員に周知している。	
A-1-(4) 食事			
	A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
	(コメント)	・落ち着いて食事をとることが出来るように、少人数で時間差の食事体制をとっている。 ・食器、スプーン、箸の使い分けは、子ども一人ひとりの年齢や発達状況に応じて対応している。 ・野菜や果物を育て収穫し調理する事で食べ物に興味をもてるよう工夫している。魚の解体ショーを企画し、命の大切さを感じる機会を持っている。 ・年長児はクッキングを行い、食育に積極的に取り組んでいる。 ・給食だよりにメニューのレシピを掲載し、家庭でも作ってもらえるようにしている。	

A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	・月1回献立会議で所長、栄養士、職員間で意見交換、調理や献立の工夫が必要であればすぐに反映されるような仕組みができています。 ・正しい姿勢で食事を摂るために学年や成長にあった椅子を用意している。 ・栄養士が保育室を訪れ食事の様子を確認し、残食調査、検食を行い、今後の献立や調理の工夫に反映している。 ・旬の野菜や行事食などで季節を感じられる献立を提供している。 ・子どもが嫌いな食材だから提供をやめたり、減らしたりすることはせず、調理の工夫や見直しを行い、いろいろな食材を味あう経験を重ねるように取り組んでいる。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	・保護者とは送迎時や連絡帳で日々の情報共有がされている。その他「ちょこっと保育体験」や年一回の保育参観や個別懇談で子どもの育ちの様子を見る機会を作り、家庭との連携をはかっている。 ・必要な情報は通信ICTアプリやおたより、掲示板で迅速に伝えている。	
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
(コメント)	・保護者とのコミュニケーションは積極的に行い、信頼関係の構築を図っている。 ・保護者の就労時間等に配慮した相談時間の設定も行っている。 ・保護者からの相談についての対応は迅速に行っているが、相談内容や対応を記録として残しておらず、今後は相談内容、対応を適切に記録していくことを望む。	
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
(コメント)	・子どもの少しの変化にも気づけるように、普段から注意深く観察を行っている。些細な傷や保護者の言動や態度も記録にとり、虐待等権利侵害の可能性がある保護者に対しては、所長が話を聴いて、区役所や子ども相談センターなどの関係機関と連携して対応にあたっている。 ・子どもの権利擁護に係る外部の研修に参加をしているが、所内での研修が十分取り組めておらず、今後は保育所として全職員が研修を受講できる体制の構築を望む。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
(コメント)	・保育の実践をカリキュラム会議や年度末の職員会議で総括することで振り返りを行い、次の課題にあげている。 ・年一回の所長との面談で振り返りを行っているが、経験年数など個人差も大きく保育の改善や専門性の向上が十分にできていない。今後は所内の研修などを充実させお互いの学び合いや意識の向上につながることを望む。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	b
(コメント)	・全職員に配布されている「職員の心得」に体罰等の禁止が明記されている。 ・全職員が体罰や不適切な対応の禁止について理解しているが、体罰禁止等の前回の研修から時間がたち研修を受けていない職員もいるので、今後も体罰を伴わない援助技術を習得できるように繰り返し定期的に研修することを望む。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	利用中の子どもの保護者
調査対象者数	85世帯中 71世帯
調査方法	アンケート調査による。(アンケート用紙は、保育所に依頼し保護者に受取人払いの封筒を添えて直接手渡し、回収は保育所に設置した回収箱への投入、または郵便で評価機関へ直接返送してもらう方法を採用した。)

利用者への聞き取り等の結果(概要)

現在、保育所を利用している子どもの保護者世帯に対し、1世帯1アンケート用紙を配付し、内71通を回収した。回収率は、84%であった。

○回答の内、満足度100%の項目は、下記の1項目であった。(質問数は自由記述を除き16)

- ・懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか。
- 回答の内、満足度90%以上の項目は、下記の8項目であった。
- ・保育所に入所した際に、保育の内容や方法について説明がありましたか。
 - ・保育所の理念や方針について、保育所から説明がありましたか。
 - ・入所時の説明や子どもたちの様子を見て、子どもを預けることの不安が軽減しましたか。
 - ・入所後も、保育所やクラスの様子などについて、「保育所だより」、「クラスだより」を通じて、わかりやすく伝えられていますか。
 - ・保育所内で感染症が発生した際には、その状況について必要に応じて連絡がありますか。
 - ・健康診断の結果について、保育所から伝えられていますか。
 - ・献立表やサンプル表示などで、毎日の給食の内容がわかるようになっていきますか。
 - ・送迎時の保育士との話や連絡帳などを通じて、保育所や家庭での子どもの様子について情報交換がされていますか。

○回答の内、満足度80%以上の項目は、下記の6項目であった。

- ・入所前に、あなたの都合や要望にあわせた見学を受け入れてくれましたか。
- ・保育所の保育について、あなたの意見や意向を伝えることができますか。
- ・お子さんや家庭の事について相談した内容が他人に漏れていたという様な経験はありますか。
- ・給食のメニューは、充実していますか。
- ・お子さんの給食の食べ具合は、必要に応じて連絡されていますか。
- ・日常的な情報交換に加え、別の機会を設けて相談に応じたり、個別面談などを行ったりしていますか。

○保護者による、知らせて欲しい情報、園の特徴、欲しいサービスやその他感想・意見についての自由記述は同種内容を含め130件示され、その一部を抜粋すると下記の通りであった。

【知らせて欲しい情報】・友達との関わり ・トラブルの有無等 ・仲良く遊んでいるのか ・感染症の発生状況(アプリで) ・頑張っている事(衣服の着脱、スプーンの持ち方など) ・昼寝の時間 ・特になし(他9件)、現状に満足、とても良い園です

【園の特徴】・広い所庭があり外でたくさん遊べる ・プールがある ・身体を動かし伸び伸びと成長できる ・寒い冬でも毎日外遊びを沢山取り入れ強い身体を作ってくれる ・室内遊びや園外保育等いろいろな体験ができる ・たくさん褒めてくれ子供の成長と一緒に喜んでくれる ・日常が見える(コドモンや掲示板で) ・野菜等の栽培で自然に触れる機会がある ・子供たちの仲が良い(上のクラスの子も可愛がってくれる) ・優しく子ども思いの先生が多い

【欲しいサービス】・布団のサブスク(妊娠中で荷物を減らしたい) ・写真(購入回数、デジタル等) ・自転車置き場に屋根が欲しい(雨の日は歩いていく) ・夏の日差しが厳しいのでプールでラッシュガードの着用を認めて ・教室をもう少し綺麗にしてほしい(空調等)

【その他感想・意見】・イベント行事に写真を添えて携帯で見れる、知らせてくれるのは楽しい ・クラスの先生以外からの挨拶が無く、いつも悲しいです(勿論いつもしてくださる先生もいらっしゃる) ・先生によって保育のレベルの差が感じられることがあるが、概ね満足しています ・子どもだけでなく親の私たちの事を気にかけてくださり家での悩みや困った事など相談に乗って頂きとても感謝しています ・学年が違って交流があり、子どもたちが仲良さそうでほえましいです ・知人・友人にも薦めたい園です

以上

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

- 以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

- ・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

- ・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

- 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

- 施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等